

2021年8月23日

日レセソフトご利用医療機関 御中

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 山本

電話：0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2021年8月16日付で厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）」が通達されました。

その内容より、新型コロナウイルスに感染して自宅・宿泊療養を行っている患者に対し、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合「二類感染症患者入院診療加算（250点）」が「1日につき1回算定できる」と記載があります。

これに伴い、開発元より点数マスタが提供されております。

【新設されたマスタ】

新設されたマスタは以下のとおりです。マスタの開始日は「2021年8月16日」となっております。

診療行為コード	名称
111014170	二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱）
112024170	二類感染症患者入院診療加算（電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱）
190237850	二類感染症患者入院診療加算（電話等初診・直ちに入院・診療報酬上臨時的取扱）

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）」は、弊社ホームページに掲載しております。詳細は下記 URL よりご確認ください。

<https://eorca.sakura.ne.jp/doc/support/S20210823-02.pdf>

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。